流山市長 井崎 義治 殿

2014年度流山市予算要望

2013年11月7日 日本共産党流山市議団

いぬい紳一郎 小田桐たかし 徳増きよ子 植田和子 共産党 節番号 1 第1節都市基盤の整備 2 第2節生活環境の整備 3 第3節教育・文化充実向上 4 第4節市民福祉の充実 5 第5節産業の振興 6 行政の充実

No	通番	要望事項	
第一	節	都市基盤の整備	
		第1項 生態系に配慮した公園・緑地・水辺等空間の整備・管理	
1		オオタカ等生物多様性の取り組みについて	
	1	①県立市野谷の森公園の完成に向けたスケジュールを明らかにし、逆算して、オオタカ等も共存するための環境整備へ計画的に実施すること	
	2	②オオタカの営巣が確認されている運動公園地区内の思井地域の里山や熊野神社周辺を自然里山として保存できるよう千葉県へ要請すること	
2		公園整備について	
	3	①市民一人あたりの公園面積が小さな地域については、ミニ開発行為であっても公園を計画的に整備できるようルール化 を図るとともに、協力的な事業者には支援制度を創設すること	
	4	②一定の規模及び地区住民の要望があれば、トイレを設置すること	
	5	③公園内の高木の剪定及び低木・下草の手入れについては、計画的に実施すること	
	6	④三輪野山第2区画整理区域(三輪野山2·3丁目)は、子どもたちのが使えない斜面緑地を公園にした結果、実際の利用に困難さを強いている。児童公園を確保し、子どもの成長・子育て環境の整備へ寄与すること	
		⑤三輪野山4丁目に隣接する県施行区画整理区域内の公園予定地に対しては、暫定整備を行い、近隣の子どもたちが遊べ る環境を整備すること	
	7	⑥遊具設置更新や遊具管理(塗装も含め)をは先送りするのではなく、計画的に実施すること	
	8	⑦おおたかの森駅周辺地区では、子どもが増加している一方、身近な場所に公園がないという声が聞かれている。これは区画整理区域における3千㎡以上の開発行為に対する公園整備の義務化をとりやめたことによるものである。またグリーンチェーン戦略で、ミニ公園より植栽地が優先されていることも理由の一つである。維持管理費の住民負担等も視野に入れ、公園整備を推奨すること	
3	9	運河の水質浄化対策を講じること	
		第2項 地域特性に合った良好な市街地整備	
4	10	地域排水整備について	
	11	①住宅街の排水路は、定期的に浚渫及び高圧洗浄による清掃を行うこと	
	12	②東初石地域の浸水被害対策を実施計画に位置づけ、整備を促進すること	
	13	③三輪野山2丁目近隣公園置先の排水整備を拡張すること	
5		TX沿線開発について	
	14	①TX沿線開発はスタートしてから15年目を迎え、各事業計画の見直しが実施されている下で、事業の中間総括を行い、 将来人口予測や地価下落、経済情勢、市財政の負担などを考慮した抜本的見直しをすること。	
	15	②都市軸道路や中駒木線市単独整備部分など、大規模道路網計画は大幅に縮小し、見直しすること	
	16	③農地に実施されている減免制度を過小宅地にも適用すること	

	17	④区域除外地区及び存知換地となる住宅団地周辺については、緑地帯など住環境の保全に努められたい	
	18	⑤運動公園地区における仮住宅住まいを強いられている住民の生活基盤の安定に全力をつくすこと	
	19	⑥工事施工区域の安全対策を強化すること。また通学路の安全に信号機の設置は優先課題とすること。	
	20	⑦新線沿線地域の字名などは、自治会や地元住民の納得、歴史や文化を踏まえ対応すること	
		⑧おおたかの森駅北口の戸建住宅に対する移転・補償交渉について、地区内での生活維持に向けた補償と人権を尊重した 誠実な対応を図るよう指導すること。	
		第3項 個性ある公共空間・歴史環境の形成と保全	
6	22	野馬土手等、文化・地域遺産については、原則保存し、地域文化の継承を図ること	
7	23	流山本町付近の歴史的景観を保全する取り組みを推進するために、古い蔵などの修繕などは、地元事業者の仕事確保に結 びつくように補助制度を創設すること	
		第4項 快適な生活環境を目指した下水道整備の推進	
8	24	下水道料金を引き下げされたい	
9	25	西松ヶ丘、向小金など市街地整備に向けたスケジュールを明確にしつつ、普及拡大に一定の目途が立った時期に、すぐ老 朽管対策に取り組めるよう実態把握と更新計画策定を図ること	
10	26	水洗化の工事費用について、銀行等の融資が受けられない高齢者や低所得者への直接融資制度を創設すること	
11		大規模浄化施設及び築40年以上の住宅団地の排水整備等、老朽化が激しい地域については、実態把握・公共下水道の整備・更新を具体化されたい	
12	28	新線沿線の区画整理除外地区については、『普及率80%・周辺整備状況』という議会で約束してきた下水道整備条件をクリアーしており、都市計画税も徴収し16年目を迎えることから、早期に整備されたい。	
		第5項 土地利用・生活環境に配慮した道路整備	
		〈国道の改修など国に要請すること〉	
13		(1) 国道6号線について	
	28	向小金 柏住宅展示場前の国道6号交差点について、住宅展示場側の隅切りを行うこと	
14		〈信号機設置と周辺整備について県・県警に要請すること〉	
		①普通信号機設置を進めること(富士見台3号公園前、江戸川台東3-111地先、江戸川台西4丁目と富士見台2丁目の境界の交差点、江戸川台西4-190番地地先、凸版印刷前、柏市豊四季スーパーベルクス前、マルエツ豊四季駅店前、三輪野山1-766-1地先、西初石5丁目都市軸道路暫定交差点)	
	30	②歩行者用手押し信号機を新設すること(こうのす台5号公園前、しまむら江戸川台店前、東初石3丁目三角公園前、東初石4丁目神愛幼稚園入口前、小山小学校前・鉄道高架橋真下の横断歩道部分)	
	31	③右折信号を設置すること。(平和台駅前、中駒木線の各交差点(駒木美田線・江戸川台駒木線・流山柏線)	
		〈県道の改修等県に要請すること〉	
15		(1)守谷県道について	
	33	②西初石3-96-2地先の歩道の真ん中にある電柱を移設すること	
16	_	(2)豊四季停車場高田原線について	

		T		T
	34	TX高架橋下からスーパーベルクス前までの歩道を確保すること		
17		(3) 県道柏流山線について		
	35	運動公園から諏訪神社までの歩道を補修・整備・確保すること		
18		(4) 県道松戸野田線について		
	36	①消防本部周辺の振動対策を図ること		
	37	②流山1丁目交差点の改善を図ること(柏市方面から松戸方面へ、左折する場合の事故が多いため)		
	38	③東葛病院~リサイクルセンター入口交差点までの道路照明及び街灯を設置すること		
19		(5) 県道白井草加線について		
	39	①南流山駅入口交差点の新松戸側にも、歩行者用信号と横断歩道を設置すること		
	40	②流山8丁目交差点に、歩行者用信号と横断歩道を設置すること		
20		(6)県道松戸柏線		
	42	①流山市域に歩道整備をすること		
21		〈旧日光街道について〉		
	43	①電柱や標識を移設し、歩道の安全を確保すること		
	44	②西初石郵便局前~パチンコ店前まで、安全な歩行スペースを連続的に確保するため、地権者と協議をすること		
	45	③長崎・野々下地域の歩道を整備すること		
22		〈その他、市道について〉		
	46	自転車専用道路を整備すること。TX沿線地区内ではグリーンチェーンが優先され、歩道の植栽帯が幅広く確保されている。将来的な維持費も念頭に、自転車道を整備すること		
	47	歩道の舗装及び改修を行うこと (三輪野山3丁目茂呂神社バス停付近)		
	48	江戸川台駅東口広場について、安全で利用しやすいよう再度改善を検討すること		
	49	江戸川台東3丁目カドヤ前の混雑緩和、安全対策を図ること		
		東深井262-1(マクドナルド東深井店)〜東深井散策の森、旧松戸野田県道駒形神社前交差点〜189号踏切までの歩道を 拡幅すること		
	51	流山北高校前から西深井幹線道路までの歩道整備や街灯増設を図ること		
	52	西初石中学校及び西初石小学校の道路は、通行車両も増大している。学校敷地内斜面緑地も生かし、歩道を確保できるよ う地権者協議を行うこと		
	53	運河駅前ファミリーマート横の道路の段差を改善すること		
		運河から駒形神社までの区間の歩道整備、電柱移設など安全対策を早急に取ること		
	55	東深井262-1(マクドナルド東深井店)~東深井103 (GS) 地先までの歩道の安全対策及び排水溝フタの修繕をおこなうこと		
	56	流山橋の老朽化対策を図ること		
	57	南流山7·8丁目住宅街への侵入車両の増大にともなう、交通安全対策及び実態調査を行うこと		

	58	西初石6丁目交差点~県道柏流山線富士見町交差点の歩道整備をするよう柏市へ要請すること	
	59	第3コミュニティー交差点から八木中までの歩道を確保すること	
	60	トッパン印刷前道路や名都借バス停~稲荷神社前交差点までの歩行者の安全対策を要請すること	
	61	宮園マルエツから鰭ヶ崎小学校までの歩道確保	
	62	野々下2-6(長崎小学校~あずみ苑までの区間)の道路拡幅すること	
	63	流山セントラルパーク駅より宮園3丁目への早急なる道路整備、街灯設置	
	64	鰭ヶ崎団地から愛友会記念病院までの道路の拡幅を	
		東武野田線について	
23		①初石駅について	
	65	(ア)東口臨時改札を含め東西の住民が安心して駅を利用できるよう鉄道会社・行政だけではなく、利用者・地域の協議会 を立ち上げること	
	66	(イ)柏方面行きホームの屋根幅(東西方向)を拡幅すること	
24		②豊四季駅について	
	67	(ア)南口開設もしくは、自由通路を利用した橋上化を働きかけること	
	68	(イ)柏市豊四季道灌堀204地先の踏切の安全対策を図ること	
	69	(ウ) 券売機前にベンチを復活すること	
25		③運河駅について	
	70	(ア)西口駅前広場の安全対策を図ること	
	71	(イ)駅東側の整備について、地権者を含め住民の合意と納得で進めること。また住環境の大幅な悪化(流入車両の増加・ 騒音等)を防止する取り組みを強化すること	
	72	(ウ)駅舎内にエレベーター・エスカレーターを設置すること	
	73	(エ)運河駅運河駐輪場付近に街灯を設置すること	
26		④江戸川台駅について	
	74	(ア)駅周辺に公衆トイレを設置すること	
	75	(イ)東深井中学校前の踏切を拡幅すること	
27		JR線について	
	81	②南流山駅前に公衆トイレを設置すること	
	82	③南柏駅について、西口にエスカレーターを設置するようJRと柏市に働きかけること。また券売機の増設をJRに要請すること	
28		総武流山鉄道について	
	83	①本町ツーリズムの拠点となるべく流山駅舎前に観光公衆用トイレを設置すること	
	84	②本市観光策の一つとして本町ツーリズム計画の中に流鉄の乗客確保も位置づけ、取り組みを強化すること	

29		TX(つくばエクスプレス)について	
	85	①8両編成の早期導入にむけた駅舎等の改善や資金計画を立てるよう要請すること	
	86	②東京延伸については、市民の十分なコンセンサスを取ることを優先すること	
	87	③第3セクターの鉄道会社として天下り人事の廃止や役員報酬・退職金も含めた徹底した情報公開を求めること	
	88	③鉄道会社へのさらなる出資(税金投入)を行わないこと	
	89	④きめ細やかな通学定期の割引率を設定すること	
30		おおたかの森駅について	
	90	①自由通路階段部分は雨が降るたびに滑りやすくなっている。屋根を設置し、安全性の確保とバス停まで延長することで 利便性の向上に寄与すること	
		②西口ローターリーは柏駅東口及び西口よりも規模が大きいことから、歩行者の安全性・利便性及びバリアフリーの視点 からデッキ設置を計画すること	
	92	③駅前のフードコートや1階店舗、高架下スペースの活用に対する条件(特に出店料等)が高く、地域の賑わいに支障となっている。駅前商業地の発展及び地元密着型の店舗経営(テナントをコロコロ変えるのではなく、地元密着型の店舗経営に切り替える)に鉄道会社も協力するよう要請すること	
	93	⑤交番位置が改札口から分かるよう表示をされたい	
31		流山セントラルパーク駅について	
	94	駅前高架下のスペースを地元自治体が自由に使えるよう交渉し、集客や駅及び地域の情報発信に活かされたい	
32		ぐり一んパスについて	
	95	①『市役所まで来なくても用が済む行政運営=役所への乗り入れは必要なし』では狭い駐車場による渋滞、特に確定申告時の実態や福祉部門での専門的相談業務を無視している。市役所乗り入れ可能な路線導入など抜本的に見直しすること	
		②市内全体を視野に入れ、高齢者や障害者の利便性、コミュニティの拡大、各路線の接続(チェーン化)を目的とした内容に充実・改善すること	
	97	③「車を使わなくても暮らせるまち」をつくるためにも、現状のぐり一んバスには限界がある。地域によってはデマンド 方式の導入やバス停設置距離等の変更を具体化すること	
	98	④土日祝日や年末年始については、環境への意識を家族で高め、家族でお出かけする機会を増やすために家族割を導入し、大人一人に対し一人の子どもは無料にするなどの制度を創設すること	
	99	⑤京成バス及び東武バスとの連続性・利便性を向上させること	
33		民間バスについて	
		①南流山駅~流山おおたかの森駅に向かう東武バスについて、市長自宅前だけにとどめず、加2丁目など、利用者の多い バス停から、順次、雨よけの屋根を設置するよう要請すること	
	101	②柏西口~免許センター行20、21、22時の一本増発をバス会社に要請すること	
	102	③民間バスに対し、精神障害者割引が導入されてことをポスター等で掲示し、周知徹底に寄与するよう働きかけること	
34		駐輪場について	
	103	①新線3駅周辺の駐輪場料金を、市内駅の既存駐輪場並みに引き下げること	
	104	②屋根を設置できる場所については屋根を設置すること	

	105	③待機車量が多い所は、計画的に整備すること	
第2	2節	生活環境の整備	
		第1項 豊かで美しい生活環境の創造	
35		受動喫煙防止について	
	106	①路上での受動喫煙を防止するうえでも、禁煙による効能をアピールし、分煙措置を公道上で行えるよう取り組むこと	
	107	②駅前等での分煙を確立できるよう、行政上の計画を立てること	
	108	河川周辺の除染対策を進めること	
		第2項 環境共生社会を目指す廃棄物循環型都市づくり	
36	109	焼却灰の最終保管に向けて、広域的な連携を深め、国・東電に責任ある対応を求めること	
	110	焼却灰の一時保管(クリーンセンター内及び付近、手賀沼沖一時保管場所)については、フレコンパック・テント方式ではなく、ドラム 缶・コンクリートの建屋による保管に切り替え、自然災害に備えること、	
37		自然エネルギーの活用について	
		①地球温暖化対策実行計画の見直しにあたって、太陽光発電など自然エネルギー活用を目標を持って進めること	
	112	②市内にある自然エネルギーの掘り起こしのために、職員研修の充実や、市民的な運動(市民ファンドも含め)になるよう講習会も実施すること	
38	113	クリーンセンターの会議室等、利用率向上策を具体化されたい	
39	114	新線の駅前商業施設については、簡易包装の廃止・自家処理・消費者への啓蒙との観点から、指導を行うこと	
40	115	家庭ごみの有料化をおこなわないこと	
41		ごみの回収について	
	116	①プラスチックごみは燃やさず、分別を徹底し、資源化すること	
	117	②高齢者への戸別回収については、事務手続きの簡略化を図ること	
	118	③全市民的ごみ減量を徹底し、放射能汚染焼却灰の保管量及び最終処分場持込量の抜本的減量を図ること	
40		生ごみ堆肥化について	
	119	①病院や学校、保育所(園)などへ、堆肥化装置の設置をすすめること	
	120	②ぐり一んカーテンの苗配布事業やおおたかの森駅前での花のマルシェで利活用を図り、循環型社会への士気高揚に努めること	
41		不法投棄等について	
	121	①大型看板設置やパトロール強化など対策をとること	
	122	②野焼き防止の監視体制を強化すること	
		第3項 自然災害・都市災害への備えと予防	
49	123	万が一の災害・地震に備えて、市内建設・建築業者や保育士等を対象に、防災ボランティアを募集・組織化すること	

50	124	常備消防職員の定数を増やし、『消防力の基準』に早期に近づけること。また職員勤務の3交代制導入に向けた計画を立てること		
51	125	消防本部建替えに向けた早期に業計画案を発表し、議会・市民参加で練り上げること。また用地確保は早期に実施すること		
52	126	全ての指定避難場所への備蓄倉庫及び窓ガラス飛散防止対策を早期に設置すること。そのために整備年度を具体化すること		
53	127	全ての公共施設に非常用発電機を早期に設置するとともに、食料・水については100%を早期に達成すること		
54	128	全小中学校及び全避難場所への下水道直結型のトイレ設置・釜戸ベンチを設置するための計画を策定し、早期達成を図ること		
55		児童館・児童センター及び学童クラブなど全公共施設に全窓ガラスに飛散防止対策を早期に完備すること		
56	130	既存公園等を活用し、万が一の際への防災広場順的利用ができるよう一自治会一公園に下水道直結型のトイレ設置・釜戸ベンチを順次整備すること		
57		自治会や議員には消防団車両に導入した防災無線を配置し、災害現場・被害の早期把握と対策、現地と防災本部等との密接な連 携を図れるように改善を図ること		
58	132	ペット同伴や知的・精神の障がい者(児)への避難場所を設置するための計画を立て、具体化すること		
59	133	現在、研究が進められている野田隆起帯の講習会を市民参加で実施すること		
60	134	内水洪水も含めた水害浸水及び新たしい被害想定に基づく震災のハザードマップを作成すること		
61	135	災害弱者等への防災ラジオ(一部自己負担)を具現化すること		
62	136	高齢者や障害者家庭への家具転倒防止金具の取り付けに助成すること		
		第4項 日常生活での安全性と快適性の確保		
63		マンション紛争等の解決について		
63	107			
63	107	①区画整理地内でのマンション紛争は用途指定の欠陥であり、区画整理そのものの意味が問われることになる。新制度創設も含め 検討すること		
	137	①区画整理地内でのマンション紛争は用途指定の欠陥であり、区画整理そのものの意味が問われることになる。新制度創設も含め検討すること ②保育園の待機児解消等も含め、大規模開発に対しては保育園の設置等公益施設の整備を求めることができるように条例要綱等		
	137 138 139	①区画整理地内でのマンション紛争は用途指定の欠陥であり、区画整理そのものの意味が問われることになる。新制度創設も含め検討すること ②保育園の待機児解消等も含め、大規模開発に対しては保育園の設置等公益施設の整備を求めることができるように条例要綱等で明文化すること		
	137 138 139	①区画整理地内でのマンション紛争は用途指定の欠陥であり、区画整理そのものの意味が問われることになる。新制度創設も含め検討すること ②保育園の待機児解消等も含め、大規模開発に対しては保育園の設置等公益施設の整備を求めることができるように条例要綱等で明文化すること ③住民説明は、日影図・電波障害現況図・配置図(立面図・平面図も含む)・写真を利用した周辺との設置関係図の配布を義務化すること		
	137 138 139	①区画整理地内でのマンション紛争は用途指定の欠陥であり、区画整理そのものの意味が問われることになる。新制度創設も含め検討すること ②保育園の待機児解消等も含め、大規模開発に対しては保育園の設置等公益施設の整備を求めることができるように条例要綱等で明文化すること ③住民説明は、日影図・電波障害現況図・配置図(立面図・平面図も含む)・写真を利用した周辺との設置関係図の配布を義務化すること 防犯灯もしくは道路照明について		
	137 138 139 140 141	①区画整理地内でのマンション紛争は用途指定の欠陥であり、区画整理そのものの意味が問われることになる。新制度創設も含め検討すること ②保育園の待機児解消等も含め、大規模開発に対しては保育園の設置等公益施設の整備を求めることができるように条例要綱等で明文化すること ③住民説明は、日影図・電波障害現況図・配置図(立面図・平面図も含む)・写真を利用した周辺との設置関係図の配布を義務化すること 防犯灯もしくは道路照明について ①防犯灯の設置・維持管理及び電気代は市が全額を負担すること		
64	137 138 139 140 141 142	①区画整理地内でのマンション紛争は用途指定の欠陥であり、区画整理そのものの意味が問われることになる。新制度創設も含め検討すること ②保育園の待機児解消等も含め、大規模開発に対しては保育園の設置等公益施設の整備を求めることができるように条例要綱等で明文化すること ③住民説明は、日影図・電波障害現況図・配置図(立面図・平面図も含む)・写真を利用した周辺との設置関係図の配布を義務化すること 防犯灯もしくは道路照明について ①防犯灯の設置・維持管理及び電気代は市が全額を負担すること ②電気代補助金については、実態に即し、できうる限りを防犯対策として位置づけ、自治会活動を支援すること ③太陽光パネル器具設置等、自然エネルギーの活用に対する支援を強化し、市内防犯灯の1割を目指し、計画を立て整備すること 住民要望がある地域への郵便ポスト設置を要請すること		
64	137 138 139 140 141 142 143	①区画整理地内でのマンション紛争は用途指定の欠陥であり、区画整理そのものの意味が問われることになる。新制度創設も含め検討すること ②保育園の待機児解消等も含め、大規模開発に対しては保育園の設置等公益施設の整備を求めることができるように条例要綱等で明文化すること ③住民説明は、日影図・電波障害現況図・配置図(立面図・平面図も含む)・写真を利用した周辺との設置関係図の配布を義務化すること 防犯灯もしくは道路照明について ①防犯灯の設置・維持管理及び電気代は市が全額を負担すること ②電気代補助金については、実態に即し、できうる限りを防犯対策として位置づけ、自治会活動を支援すること ③太陽光パネル器具設置等、自然エネルギーの活用に対する支援を強化し、市内防犯灯の1割を目指し、計画を立て整備すること		
64 65 66	137 138 139 140 141 142 143	①区画整理地内でのマンション紛争は用途指定の欠陥であり、区画整理そのものの意味が問われることになる。新制度創設も含め検討すること ②保育園の待機児解消等も含め、大規模開発に対しては保育園の設置等公益施設の整備を求めることができるように条例要綱等で明文化すること ③住民説明は、日影図・電波障害現況図・配置図(立面図・平面図も含む)・写真を利用した周辺との設置関係図の配布を義務化すること 防犯灯もしくは道路照明について ①防犯灯の設置・維持管理及び電気代は市が全額を負担すること ②電気代補助金については、実態に即し、できうる限りを防犯対策として位置づけ、自治会活動を支援すること ③太陽光パネル器具設置等、自然エネルギーの活用に対する支援を強化し、市内防犯灯の1割を目指し、計画を立て整備すること 住民要望がある地域への郵便ポスト設置を要請すること 駒木台3号公園南側のフットサル場について、用途地域で制約されている内容が、曖昧にされている。営業時間外での使用や競技		
64 65 66	137 138 139 140 141 142 143 144	①区画整理地内でのマンション紛争は用途指定の欠陥であり、区画整理そのものの意味が問われることになる。新制度創設も含め検討すること ②保育園の待機児解消等も含め、大規模開発に対しては保育園の設置等公益施設の整備を求めることができるように条例要綱等で明文化すること ③住民説明は、日影図・電波障害現況図・配置図(立面図・平面図も含む)・写真を利用した周辺との設置関係図の配布を義務化すること 防犯灯もしくは道路照明について ①防犯灯の設置・維持管理及び電気代は市が全額を負担すること ②電気代補助金については、実態に即し、できうる限りを防犯対策として位置づけ、自治会活動を支援すること ③太陽光パネル器具設置等、自然エネルギーの活用に対する支援を強化し、市内防犯灯の1割を目指し、計画を立て整備すること 住民要望がある地域への郵便ポスト設置を要請すること 駒木台3号公園南側のフットサル場について、用途地域で制約されている内容が、曖昧にされている。営業時間外での使用や競技者の着替え等への法令順守をさせること		

		第5項 賢い消費者の育成	
		消費生活相談の専門性を高めるうえでも雇用の継続・安定化を図ること	
71	149	消費者庁で発信される情報も含め、市ホームページに特集ページを設け、市民が全国的な動きを把握しやすいよう内容を充実する こと	
		第6項 市民の主体的連帯活動に支えられたコミュニティの推進	
72	150	民生委員の定数は当面300世帯に1人の配置とできるよう拡大し、実費支給や相談窓口1本化など制度改善をすること	
73		市民まつりについて	
	151	①寄付依存での運営方式の結果、ポスター掲示やチラシ配布が大幅に遅れたり、実行委員会の負担も増えている。補助金を増やし、取り組みを後押しすること	
	152	②良心に依拠したボランティアの活用=行政改革という認識を改め、せめてお弁当等の支給や会場で活用できる金券発行を行うなど、実行委員会の取り組みを後押しすること	
	153	③実行委員会を立てた運営を前夜祭も含め、徹底すること	
74		自治会活動の支援について	
	154	①会館維持管理補助金及び建設事業費補助金等も交付額100%を負担するよう予算を増額すること	
	155	②区分所有法56条に基づく団地型のマンションにおける集会室にたいし、自治会活動の拠点となっている実績があれば、『みなし』 制度を活用し、地域コミュニティの向上に寄与すること	
	156	③自治加入促進に向けた取り組みや広報を強化すること	
	157	④会館建設用地確保のための補助金制度を創設すること	
第3	3節	教育•文化充実向上	
		第1項 いつでも、どこでも、誰もができる生涯学習の推進	
76		図書館について	
	158	①指定管理者制度を改め、設置目的の全面実施へ、市直営に戻すこと	
	159	②初石分館の使用・希望冊数が大幅に増加し、対応が困難になっている。おおたかの森地区駅前市有地へ図書館を設置すること	
	160	③小中学校併設校内に併設した児童図書館では、地域で急増している児童図書貸し出しの要望に応えられず、駐車場・駐輪場との 距離、既存校での地域開放が十分活かされていないこと、利便性等を考慮し、おおたかの森駅前市有地活用に導入すること	
74		公民館について	
	161	①設置目的に沿った事業を展開するためにも、指定管理者制度の導入をやめて、市直営で実施すること	
	162	②公民館の施設利用予約については、個人の利用予約ができるよう改められたい	
	163	③団体名簿の提出は、思想信条や団体結社の自由を侵害しないためにも、改められたい	
	164	④施設は無料化に戻すこと。また施設側の一方的な時間設定ではなく、福祉会館同様に1時間おきの利用に改善すること	
75		生涯学習センターに	
	165	①会議室を抜本的に改修し、利便性及び稼働率の向上等に寄与すること	

	166	②料金の減免制度について、経済的事由を盛り込まれたい	
		第2項 個性を生かす教育環境の基盤充実	
76	167	子どもの教育の機会均等を徹底すること	
77	168	市教育委員の任命については、元市内小中学校校長会推薦や児童養護施設経験者などいまの子どもの実態を専門的に取り組まれてきた方や、市内の教育の歴史を知っている方を選ばれること	
78	169	学カテストの公表は、学校の序列化・点数競争主義に陥らないよう取り組まれること	
79	170	学校の特色・地域性は活かしつつも、格差とならぬよう、適宜充実を図ること	
80	171	児童生徒一人当たり、1教室当たりの学校配当予算を大幅に増やし、より良い学校環境を整備されたい	
81	172	地域的及び児童生徒数などの事由により保護者の負担に大きな較差が生じない取り組みをすすめられたい	
82	173	「日の丸、君が代」について、画一的押しつけをやめること。また「新しい憲法のはなし」を副読本として、全中学生に配布すること	
83	174	『7つの習慣』など自己啓発につながる教材を使った授業や教員への研修は、やめること	
84	175	いじめ・不登校・子どもの自殺等について、保護者・教師・専門家等との連携を強化すること	
85	176	スクールカウンセラー及びサポート教員を増員すること	
86	177	サポート教員の労働条件を実態に即して見直しとともに、賃金等を引き上げ、人材確保に寄与すること	
87	178	小中学校の林間学校への補助制度を復活すること	
88	179	小規模中学校に技術・美術等の専科担当教員を常勤で配置するよう県に要請されたい	
89	180	技術や美術、家庭科及び理科における設備(電動のこぎりやオーブンなど)の更新を速めること	
90	181	電子黒板の利活用を勧めるためのソフトも充実されたい	
91	182	週1回の部活休暇日を設定し、学校全体で教員の負担軽減にあたること	
92	183	少人数学級を早急に実現するよう、千葉県に要請すること	
93	184	生徒等に関する情報の適正な取り扱いを確保するため学校徴収金は原則、銀行振り込みとすること	
94		学校施設について	
	185	『寿命60年』としている第3次保全計画に基づき、築40年以上の校舎及び給食調理場に対し、改修・更新計画を立て、年次計画で 対応を図ること	
	186	図工室等が確保できていない学校について、校舎増設等の計画を立て、教室を増設すること	
	187	江戸川台小の校舎建て替え(トイレ改修も含めた)を早期に実施すること	
	188	向小金小学校は校舎を増築すること	
	189	八木南小学校体育館の耐震化及び体育館トイレの改修を早期に具体化すること	
	190	学校プール及びプールサイドの塗装を実施し、子どものやる気を引き出す取り組み促進すること	
	191	2階建て校舎及び昭和57年以降(新耐震基準)に建設された校舎であっても、外壁塗装や小破修繕等を実施すること	
	192	年に2回はトイレの専門業者による清掃を導入すること	
	193	年1回は校舎全体を専門業者による清掃を導入すること	

	194				
95		子どもの権利条約に関すること			
	195				
	196	 ②子どもの権利条例を創設すること。また自治基本条例に基づく意見表明権の具体化を図ること			
96		育英資金制度等について			
	197	制度拡充を国・県に強く要請するとともに、市独自の制度を維持・拡大されたい			
97		就学援助制度について			
	198	①中学校の入学準備に関わる援助費は、4月以前の支給とすること。また、実態に即して改善・拡充すること			
	199	②申請しやすい制度になるよう心がけること			
	200	③生活保護基準引き下げされても、現行水準を支持した制度とすること			
	201	④支給水準は収入ではなく、所得に切り替え、生保基準(引き下げる前の水準)1.5倍を堅持すること			
	202	りままでは、PTA会費・生徒会費等へも対象を拡大すること			
	203	⑥入学準備金や部活動費など生活保護支給額との逆転現象を解消するため、就学援助の支給額を引き上げること			
98		小山小学校等PFI事業について			
	204	①増築については、福祉会館(児童センター含)を学校敷地外に建設し、その残った用地を活かした建設に切り替え、校庭の確保をすること			
	205	②学校用務員は市直営に変更すること			
	206	③児童数の増加に給食調理場にい置ける配食数が限界にきている。校舎増築と一体で対策をとること			
	207	、④開校から6年目となることから、卒業生及び教員はオープン教室とこれまでの教室を各々体験しており、アンケート調査をし、将来 的な教育実践に活かされたい			
99		小中学校併設校について			
	208	①開校時、新小6・新中3となる児童生徒については、現在通っている学校への通学継続等子ども目線にたって取り扱いをおこなうこと			
	209	②教育実践計画を早期に具体化し、児童生徒及び保護者の混乱・不安をなくすこと			
	210	③1500人規模は全国一のマンモス校であり、児童生徒一人一人に目が行き届かない。規模を改め、別途学校計画を立てること			
100		小中一貫教育について			
	211	①小中学校の配置状況の違いから、小中一貫教育の取組みに大きな格差が生じないようにすること			
	212	2無理なスケジュール調整で今でも過重なカリキュラムに負担をかけないこと			
	213	③学校間・地域間の格差拡大や競争・序列化の強化にならないよう、現場の実態に即した配慮・支援を行うこと			
101		学校給食の充実について			
	214	①各調理場の老朽化に対応するとともに、食育につながるような自校直営方式を堅持した改修計画を立てること			
	215	②正規職員の学校給食調理員を増員されたい			
	216	③調理業務の民間委託はやめ、自校直営方式にもどすこと。それまでの間は、可能な限り市内雇用を堅持させること			

	217	④安全な地元産のお米、農産物の使用を増やすこと	
	218	⑤給食費を無料にすること	
	219	⑥市内生産のみそなども市内給食で活用し、地域産業の活性化や耕作放棄地の活用、若年者雇用につなげられるよう関係各課と 生産者による協議会を立ち上げること	
	220	⑦学校給食費の集金はPTAによる直接手集金をやめ、銀行振込みを徹底されたい	
102		障害児教育について	
	221	①積極的な法令の具体化、保護者の過重負担解消を目的とした制度を創設すること	
	222	②介添え人制度について、制度目的に照らし、普通教室にも配置できるよう、人員を増員すること	
	223	③障害児の重度、重複等に見合った教員の加配措置を実施するよう県に要請すること	
	224	④特別支援教室について	
	225	(ア)専門教員を別途配置するよう県に要請されたい	
	226	(イ)特別支援教室実施に当たり、職員配置や教室整備に必要な予算を十分確保するよう国に要請されたい	
	227	(ウ)ことばの教室について、児童・保護者と教員の信頼関係が重要であり、専門性の高い取り組みへの期待も大きい。計画を立て、取り組みを強化すること	
	228	⑤特別支援学級について	
	229	(ア)全小中学校に整備をすること	
103		幼稚園について	
	230	①幼児教育支援センター内の人員は充実させるとともに、正規雇用を増やされたい	
	231	②私立幼稚園園児補助金交付金を拡充すること。また。建て替えや増改築における費用負担、増え続ける事務量などに対応した補助金を創設されたい	
		第3項 次代を担う青少年を育てる地域環境づくり	
104	232	小学校における職業体験は、その教育目的を再検討されたい	
105	233	中学校における職業体験の受け入れ先については、農家や市内零細業者にも働きかけられたい	
106	234	働くものの権利や、消費者の権利を実体験を持って学ぶことができる環境整備をされたい	
		第4項 ながれやま市民文化の継承と醸成	
		第5項 スポーツ活動の基盤づくり	
107		総合体育館建替えについて	
	235	①サブアリーナは、初期費用及び年間維持費の軽減と他施設も含めた稼働率を鑑み、後年度に建設し、SRC建設としないこと	
	236	②弓道場の稼働率及び維持費・利用料の高騰を鑑み、SRC構造で建設する必要性を明らかにすること	
	237	③各施設ごとに電気メーター等を設置し、稼働率や収支状況を把握すること	
108	238	東部中学校庭夜間照明については、設置以降独自の採算や他学校への設置を順次進めるための調査が全く示されていない。補正 予算で対応した緊急性をあいまいにせず、しっかり年間維持費と収支を明確にすること。	

	239	北部柔道場の改修工事は議会で約束を果たすため、基本設計に入ること		
109	240	運動公園陸上競技場及び上耕地グラウンドの廃止の代替え地として、野球・サッカーなど球技ができるスポーツフィールドを地権者の同意を得ながら、新川耕地有効活用計画等に沿って、焼却場南側に設置すること		
		第6項 国際社会への対応		
110	241	英検合格者数を競い合うようなことではなく、英語教育は時間と人員を充実させ一人ひとりの子どもの理解度・つまずきに合わせた 教育実践ができるように勧めること。		
第	4節	・ 市民福祉の充実	•	•
		第1項 安心して子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり		
111	242	児童虐待について、市で実態把握や相談窓口の拡充をすること。また、児童福祉司の増員や施設整備の充実を国・県に要望すること。		
112	243	児童扶養手当の支給対象の拡充を国に求めること。また、母子家庭への市営住宅の優先入居など生活支援、就労支援を充実させること。また窓口職員の人権研修を徹底すること		
113	244	4人以上の子どもを抱える『子宝世帯』への支援制度を創設すること		
114	245	ファミリーサポートセンター事業について、多くの市民が参加・活用できるよう、各施設との連携強化すること		
115	246	不妊治療への経済的支援をすること		
116		保育所・保育園について		
	247	①公立保育所の廃止・民営化をやめ、公立を継続すること		
	248	②保育所運営基準の引き上げをしないこと。また新システム導入後も認可保育園を施策の主軸に据えること		
	249	③保育園との直接契約導入で保育園経営者の意向が優先され、障害の有無等による選別、保育園経営に意見が言いづらい環境 が構築されかねない。子ども憲章や子どもの権利条約に基づくルール化をすること		
	250	④保育料の引き下げや延長保育の無料化など、子育て世代の負担を軽減すること		
	251	⑤保育料軽減措置は、私立幼稚園園児補助金同様、第1子の年齢を小学校児童まで拡大すること		
	252	⑥保育料徴収規則に基づく『猶予等』については、子どもへの保育を守る立場から減免対象を具体化し、積極的に活用すること		
	253	⑦公立保育所の非常勤保育士は、労働の実態や継続的な保育を守る立場から常勤化すること		
	254	⑧民間保育園における保育士の就労状態を把握するとともに、私立保育園への各種支援を強化を県に働きかけるとともに、市独自施策も充実すること		
117		学童保育について		
	255	①事業の継続性と保育の質確保に向け市直営に戻すこと		
	256	②指定管理者独自判断で複数学童を1か所に集めようとしてみたり、現入所原則を緩和し、年齢拡大を試行するなどでの取組がみられ、重大な問題であり、年度途中であっても契約の解約も含め指導を強めること		
	257	③障害児を受け入れる場合は、指導員とも協議し、必要に応じた専門の指導員を派遣すること		
	258	④向小金など小学校から離れた場所にある学童保育施設は、児童の安全を守る立場で、学校近くに移転建設するとともに、教室不足が起きていることから、教室と併設型とすることで、効率的な運用を図ること		
	259	⑤国で審議中の小6までの対象年齢拡大した場合の施設拡大及び敷地確保、そのための経費等を試算すること		

	260	⑥小山小学校の学童クラブは距離的に遠方であり、一体的運営及び指導員の確保が難しくなることが懸念される。充分な協議をし、 特別な支援を行うこと	
	261	61 ⑦保育料軽減制度については、生活保護基準引き下げの影響をさせないこと。また制度利用の枠を拡大すること	
	262	8日常生活上だけでも、健常児童にかからない経済的にも体力的にも負担が大きいことを鑑み、放課後デイサービス利用者の負担 軽減策を創設すること	
118		児童館について	
	263	63 ①施設の修繕・改善及び修繕計画を具体化すること	
	264	64 ②正規職員を増員し、指定管理者導入はやめること	
	265	65 ③十太夫児童館における利用しやすい環境整備に向け、学校敷地外に再整備すること。職員交代のいきさつ等を市も把握し、労働 環境における是正や児童館事業の内容維持の方策等必要に応じ早期に対応されたい	
	266	66 ④おおたかの森地区西側からセントラルパーク北側地域に児童センターを新設すること	
119		子どもの医療費助成について	
	267	67 ①医療費助成を通院も中学校卒業まで拡大すること	
	268	68 ②国の制度として創設するよう国に働きかけること	
	269	69 ③所得制限なし・窓口負担なしの通院・入院に対する中学校卒業までの医療費助成制度の実施を千葉県に求めること	
	270	70 ④ひとり親家庭の医療費助成制度は現物支給とされたい	
		第2項 高齢者や障害者がいきいき暮らせる社会づくり	
120		高齢者福祉について	
	271	71 ①医療費の負担軽減を市独自に具体化すること	
	272	72 ②介護保険枠外でも、実態に沿って、高齢者への日常生活用具貸与や訪問リハビリが実施できるように改善すること	
		72 ②介護保険枠外でも、実態に沿って、高齢者への日常生活用具貸与や訪問リハビリが実施できるように改善すること 73 ③各種サービス内容の制限をなくし、生活実態に沿区した内容に改善すること	
	273		
	273 274	73 ③各種サービス内容の制限をなくし、生活実態に沿区した内容に改善すること	
	273 274 275	73 ③各種サービス内容の制限をなくし、生活実態に沿区した内容に改善すること 74 ④緊急通報装置、家庭用火災警報器の対象枠を拡大し、すみやかに設置すること	
	273274275276	73 ③各種サービス内容の制限をなくし、生活実態に沿区した内容に改善すること 74 ④緊急通報装置、家庭用火災警報器の対象枠を拡大し、すみやかに設置すること 75 ⑤一人暮らしの高齢者世帯に対して、住宅家賃補助制度や、成田山への招待旅行など、支援制度を抜本的に拡充すること	
	273 274 275 276 277	73 ③各種サービス内容の制限をなくし、生活実態に沿区した内容に改善すること 74 ④緊急通報装置、家庭用火災警報器の対象枠を拡大し、すみやかに設置すること 75 ⑤一人暮らしの高齢者世帯に対して、住宅家賃補助制度や、成田山への招待旅行など、支援制度を抜本的に拡充すること 76 ⑥敬老祝い金は70歳以上を対象とした前制度に戻すこと	
	273 274 275 276 277 278	73 ③各種サービス内容の制限をなくし、生活実態に沿区した内容に改善すること 74 ④緊急通報装置、家庭用火災警報器の対象枠を拡大し、すみやかに設置すること 75 ⑤一人暮らしの高齢者世帯に対して、住宅家賃補助制度や、成田山への招待旅行など、支援制度を抜本的に拡充すること 76 ⑥敬老祝い金は70歳以上を対象とした前制度に戻すこと 77 ⑦住宅改造助成金の上限額を引き上げること。また市内事業者への発注にたいしては助成額の上乗せすること	
	273 274 275 276 277 278 279	73 ③各種サービス内容の制限をなくし、生活実態に沿区した内容に改善すること 74 ④緊急通報装置、家庭用火災警報器の対象枠を拡大し、すみやかに設置すること 75 ⑤一人暮らしの高齢者世帯に対して、住宅家賃補助制度や、成田山への招待旅行など、支援制度を抜本的に拡充すること 76 ⑥敬老祝い金は70歳以上を対象とした前制度に戻すこと 77 ⑦住宅改造助成金の上限額を引き上げること。また市内事業者への発注にたいしては助成額の上乗せすること 78 ⑧敬老会への補助金を復活すること	
	273 274 275 276 277 278 279 280	73 ③各種サービス内容の制限をなくし、生活実態に沿区した内容に改善すること 74 ④緊急通報装置、家庭用火災警報器の対象枠を拡大し、すみやかに設置すること 75 ⑤一人暮らしの高齢者世帯に対して、住宅家賃補助制度や、成田山への招待旅行など、支援制度を抜本的に拡充すること 76 ⑥敬老祝い金は70歳以上を対象とした前制度に戻すこと 77 ⑦住宅改造助成金の上限額を引き上げること。また市内事業者への発注にたいしては助成額の上乗せすること 78 ⑧敬老会への補助金を復活すること 79 ⑨入院見舞金制度、ふれあいおふろの日、独居高齢者への乳酸菌配達事業を復活すること	
	273 274 275 276 277 278 279 280 281	73 ③各種サービス内容の制限をなくし、生活実態に沿区した内容に改善すること 74 ④緊急通報装置、家庭用火災警報器の対象枠を拡大し、すみやかに設置すること 75 ⑤一人暮らしの高齢者世帯に対して、住宅家賃補助制度や、成田山への招待旅行など、支援制度を抜本的に拡充すること 76 ⑥敬老祝い金は70歳以上を対象とした前制度に戻すこと 77 ⑦住宅改造助成金の上限額を引き上げること。また市内事業者への発注にたいしては助成額の上乗せすること 78 ⑧敬老会への補助金を復活すること 79 ⑨入院見舞金制度、ふれあいおふろの日、独居高齢者への乳酸菌配達事業を復活すること 80 ⑩給食サービスは、毎日にするとともに、地場産の農産物を大いに活用できる体制を整えること	
	273 274 275 276 277 278 279 280 281 282	73 ③各種サービス内容の制限をなくし、生活実態に沿区した内容に改善すること 74 ④緊急通報装置、家庭用火災警報器の対象枠を拡大し、すみやかに設置すること 75 ⑤一人暮らしの高齢者世帯に対して、住宅家賃補助制度や、成田山への招待旅行など、支援制度を抜本的に拡充すること 76 ⑥敬老祝い金は70歳以上を対象とした前制度に戻すこと 77 ⑦住宅改造助成金の上限額を引き上げること。また市内事業者への発注にたいしては助成額の上乗せすること 78 ⑧敬老会への補助金を復活すること 79 ⑨入院見舞金制度、ふれあいおふろの日、独居高齢者への乳酸菌配達事業を復活すること 80 ⑩給食サービスは、毎日にするとともに、地場産の農産物を大いに活用できる体制を整えること 81 ⑪高齢者福祉センター森の倶楽部は、利用者からの改善要望には迅速に応えること	

	285	①高齢者や自治会等が利用できるバスは申し込みが殺到し、不足している。台数を増やし、対応枠拡大を図ること		
121		介護保険について		
	286	①在宅・施設における十分な介護基盤整備をすすめること。とくに待機者が増えている特別養護老人ホームとショートステイを早急 に整備すること		
	297	②太枚的な制度目直しとなる第6次企業保険事業計画等党に向け、利田老や事業所における実能を調査し、実能に即しな計画に		
	288	③住民税非課税世帯など低所得者への利用料の助成制度を設けること		
	289	④施設利用者への居住費・食費については、実態を把握し、市独自の補助制度とデイサービスにおける負担軽減策などの対策を図ること		
	290	⑤高齢者の生活を守るためにも保険料の引き下げをさらに行うこと		
	291	⑥地域包括支援センターのサービス充実・強化を行うため、市独自の補助金を引き上げること		
	292	⑦ホームヘルプサービスの利用制限が厳しくて使えない。渋谷区のように市独自のヘルパー派遣事業を創設すること		
	293	⑧オムツ代の助成額を増やすとともに、支給対象枠をさらに拡大すること		
	294	⑨認知症への講習会等の費用は介護保険会計ではなく、予防も含め高齢者福祉の市単事業で取り組むこと		
	295	⑩保険料減免基準に預貯金額を入れないこと(葬式代やお墓代などの『終活』への影響など国民性を深く考慮すること)		
122		⑪国に以下のことを要求すること		
	296	(ア)コンピューターによる要介護認定を改善すること。とくに認知症などの認定の対策を講じられたい		
	297	(イ)軽度の介護度のため、必要な介護サービスが受けられない事態が広がっており、介護の重度化が心配される。実態に即した運用されたい		
	298	(ウ)基盤整備の参酌基準を引き上げされたい		
	299	(エ)住民税非課税世帯など低所得者への保険料の減額・免除の制度を創設されたい		
	300	(オ)住民税非課税世帯など低所得者への利用料の助成制度を設けること。当面すべての在宅介護サービスの利用料を3%に引き 下げされたい		
	301	(カ)介護保険に対する国の財政負担を抜本的に強化されたい		
	302	(キ)後期高齢者医療制度の廃止及び75歳以上の医療費無料化されたい		
123		障がい者福祉について		
		①障がい者自立支援法について以下のことに取り組むこと		
	303	(ア)応益(定率)負担ではなく、所得に応じた内容に切りかえるよう国に要請すること		
	304	(イ)障がい者福祉計画の策定、障がい者程度区分については、当事者はもちろん、関係者の意見表明権を保障すること		
	305	(ウ)障がい認定調査は、調査員の専門性を確保するための研修を独自に実施し、障がい者の生活実態に即して、特別な意見を記入できるようにすること		
		(エ)障がい児に対する養育支援事業は無料で、支援をすること		
	307	(オ)障がい者に対する障がい年金の引き上げや、雇用確保も含め、経済的自立が図れるような体制・仕組みづくりを国に要請すること		
	308	②つばさ学園の通院年齢の引き下げ、利用枠の拡大を図ること。また統合保育を中野久木保育所以外にも広げ、市内全域で障が い児保育の水準を引き上げること		

	309	②重度身体障がい者のショートステイを確保すること	
	310	③住宅改造助成金を引き上げ、対象を拡充し、改修内容の充実に取り組むこと。また市内事業への発注には補助額の上乗せを行 い民需拡大に寄与すること	
	311	④高次脳機能障害に対する国民的理解を深めるために、患者会とも連携し、講演会活動等に取り組むこと	
	312	⑤福祉タクシー制度と自動車燃料助成制度の拡充をおこなうこと。透析患者さんに対しては、週3回、年間156日の通院を保障する 枚数を配布されたい	
	313	⑥重度障がい者介護人派遣制度を利用者本位に拡充すること	
	314	⑦小規模作業所への補助を拡充し、就労の場を確保すること	
	315	⑧障がい者福祉手当の減額検討はやめ、福祉サービス等利用後も全額支給に戻すこと	
	316	⑨特定疾病見舞金制度について、20歳以上の透析患者さんにも支給できるように改善すること	
124		つばさ学園について	
	317	①施設拡大は児童発達支援センターとして位置づけるとともに、駒木台福祉会館の老朽化等もあることから、外壁塗装等も含めた 大規模改修にすること	
		②通院年齢の引き下げ、利用枠の拡大を図ること	
	319	③職員の専門性確保と、少子化の中でも障がい児(グレーゾーンも含め)からの要望が強まることから、計画的な正規職員採用を図 ること	
	320	④統合保育を中野久木保育所以外にも広げ、市内全域で障がい児保育の水準を引き上げること	
		第3項 誰もが安心して暮らすことのできる生活支援づくり	
125		市営住宅について	
	321	①近傍同種家賃の導入をしないこと。また、廃止等により民間借り上げ方式の市営住宅へ移転した方については、家賃の減免を恒 久化すること	
	322	②生活困窮世帯の急増及び生活保護から自立へ移行する際に欠かせない生活基盤として市営住宅を増設すること	
	323	③東部地域には市営住宅が1箇所もありません、新設すること	
	324	④生活保護基準引き下げによる家賃値上げ等につなげないこと	
	325	⑤TX沿線地区県施行区域については、県営住宅を整備するよう県に働きかけること	
126		生活保護について	
	326	①申請用紙を間づ口に置き、申請しやすい環境にすること	
	327	②まず保護申請に応じること。また、窓口相談の内容を必ず記録すること	
	328	③生活一時金貸付制度の拡充を図ること。また医療証を発行し、医療を受ける権利を保障すること	
	329	④法に規定されているように、原則として申請から14日以内に決定すること。そのためにもケースワーカーを増員すること	
	330	⑤包括同意書ではなく、必要に応じた同意書提出に切り替えること	
	331	⑥通院時などの交通費支給や一時扶助など具体的な制度内容を受給者に説明すること	
	332	⑦ケースワーカー研修は、人権を尊重する内容に充実すること。また、個人面談・訪問等でのプライバシー侵害が目立っている。法 の趣旨に沿って、改善すること	

333 ③水が風の高騰や今年の接着など自然程度への人体的波対案に向け、電気代性額など支給額の上棄せを図ること 335 ③法外接護の制度の調査を亀年おこない、被保護者への周知徹底すること。また、せめて光熱費・通信費については対象とす ること 336 漁生洗燥機の老齢加算を復活するよう、国に機會かけること 337 ⑪共阳の連鎖を支世代に拡大しないためにも学校関係者等との連携を強化するとともに、變代等への接減を具体化すること 第4項 健康で明るい番らしづくり 被ばくに対する健康調査への補助制度を創設し、安心を広げ、万が一の疾患に対する早期発見早期治療に結び付けられるようにす ること 第4項 健康で明るい番らしづくり (②特定検診充実事業の項目拡充及び心電回検査の過度な料限は改めること 28 投影事業について 340 ②特定検診充実事業の項目拡充及び心電回検査の過度な料限は改めること 341 37 34 34 34 34 34 34 34 34 34 34 34 34 34	
335 ③法外接護について、水道条例の減免条項に「生活保護世帯)を書き入れること。また、せめて光熱費・通信費については対象とすること 346 効生活発態の老齢加算を復活するよう。国に働きかけること 337 ①責題の連輯を決世代に拡大しないためにも学校関係者等との連携を強化するとともに、数代等への接護を具体化すること 第4項 健康で明るい暮らしづくり 第4項 健康で明るい暮らしづくり 338 被ばくに対する健康調査への補助制度を創設し、安心を広げ、万が一の疾患に対する甲期発見早期治療に結び付けられるようにすること 340 ②本が入検診を発生事業の項目拡充及び心電図検査の過度な制限は改めること 2名称ガン検診を受けやすぐするために、市民への周知とあわせ、自己負担の経滅を図られたい。前立腺がん健診も制度以入へ検討すること 342 ③343 ②343 ②47スペスト検診を受けやすぐするために、市民への周知とあわせ、自己負担の経滅を図られたい。前立腺がん健診も制度以入へ検討すること 343 《グアスペスト検診に対し、市からの一部制成を行うこと。また、国や県にも要請すること 344 ⑤活防衛員や近光防衛員に対するアスペスト検診を実施すること 345 ⑥学校健診における治療証明書の返還状況は深刻である。学校任せにせず、専門的な視点から様々な支援体制を構築すること 26年 346 ○学校健診における治療証明書の返還状況は深刻である。学校任せにせず、専門的な視点から様々な支援体制を構築すること 279 348 入院給食について、高齢者の自己負担の地大が懸念されていることから、助成すること 279 348 入院給食について、高齢者の自己負担の地大が懸念されていることから、助成すること 279 348 入院給食でいて、高齢者の自己負担の地大が懸念されていることから、助成すること 279 348 入院給食でいて、高齢者の自己負担の地大が懸念されていることから、助成すること 279 348 入院給食業者がること 270 287	
336 徳生活保護の老給加算を復活するよう。国に働きかけること 37	
337 (①質別の連鎖を次世代に拡大しないためにも学校関係者等との連携を強化するとともに、整代等への接護を具体化すること	
127 338 市営基地を確保すること	
第4項 健康で明るい暮らしづくり 338 旅ばくに対する健康調査への補助制度を創設し、安心を広げ、万が一の疾患に対する早期発見早期治療に結び付けられるようにすること 340 ①特定検診を実事業の項目拡充及び心罨図検査の過度な制限は改めること 341 ②各種ガン検診を要料にすること。また女性特有のが人検診の継続強化、妊産婦健診への補助を現状維持すること 342 ③乳がん検診を無料にすること。また女性特有のが人検診の継続強化、妊産婦健診への補助を現状維持すること 343 ③ガスペスト検診に対し、市からの一部助成を行うこと。また、国や県にも要請すること 344 ⑤消防酸量や元滞防酸量に対するアスペスト検診を実施すること 345 ⑥学校健診における治癒証明書の返還状況は深刻である。学校任せにせず、専門的な視点から様々な支援体制を構築すること 129 346 入院給食について、高齢者の自己負担の増大が懸念されていることから、助成すること 131 347 健保本人の医療表別の負担を2部に戻すよう国に要請すること 131 348 完成人の産業界部の負担を2部に戻すよう同に要請すること 132 349 院内保育環境の実施を把握し、子どもの免育に支障のないよう補助制度の拡充をおこなうこと 133 350 看選学生要学資金の拡充や特別要学資金の条件機和を保に支援すること 134 351 重度障害者児の医療費助成制度の取物給付に取り組むこと アレルギーアトピー性皮膚疾患を、小児特定疾患に加えるよう県に要請すること アレルギーアトピー性皮膚疾患を、小児特定疾患に加えるよう県に要請すること アレルギーアトピー性皮膚疾患を、小児特定疾患の「発して要請すること」また、学年生以上の小児特定疾患患者には市独自で負担軽減を実施すること	
338 旅ばくに対する健康調査への補助制度を創設し、安心を広げ、万が一の疾患に対する早期発見早期治療に結び付けられるようにすること 検診事業について 340 (①特定核診充実事業の項目拡充及び心電図検査の過度な制限は改めること 20.6程が火能診を受けやすくするために、市民への周知とあわせ、自己負担の軽減を図られたい。前立腺がん健診も制度導入へ検 計すること 342 (②乳がん検診を無料にすること。また女性特有のがん検診の継続強化、妊産婦健診への補助を現状維持すること 343 (④)アスペスト検診に対し、市からの一部助成を行うこと。また、国や県にも要請すること 344 (⑤)消防離員や元消防職員に対するアスペスト検診を実施すること 345 (⑥学校健診における治癒証明書の返還状況は深刻である。学校任せにせず、専門的な視点から様々な支援体制を構築すること 346 (入院給食について、高齢者の自己負担の増大が懸念されていることから、助成すること 347 (世保本人の医療費窓口負担を2割)に戻すよう国に要請すること 348 (表述の定券・再就職の促進のため、夜間保育を実施している院内保育所への補助金を増額すること。また、国・県に補助金の復活・増稿を要請すること 350 (本)	
128 検診事業について 340 (①特定検診充実事業の項目拡充及び心電図検査の過度な制限は改めること 341 (②各種ガン検診を受けやすぐするために、市民への周知とあわせ、自己負担の軽減を図られたい。前立腺がん健診も制度導入へ検 342 (③乳がん検診を無料にすること。また女性特有のがん検診の継続強化、妊疫帰健診への補助を現状維持すること 343 (④アスペスト検診に対し、市からの一部助成を行うこと。また、国や県にも要請すること 344 (⑤消防職員や元消防職員に対するアスペスト検診を実施すること 345 (⑥学校健診における治療証明書の返還状況は深刻である。学校任せにせず、専門的な視点から様々な支援体制を構築すること 129 346 人院給食について、高齢者の自己負担の増大が懸念されていることから、助成すること 130 347 健保本人の医療費窓口負担を2割に戻すよう国に要請すること 345 看護士の定済・再就職の促進のため、夜間保育を実施している院内保育所への補助金を増額すること。また、国・県に補助金の復 132 349 院内保育環境の実態を把握し、子どもの発育に支障のないよう補助制度の拡充をおこなうこと 133 350 看護学生奨学資金の拡充や特別奨学資金の条件緩和を県に要請すること 135 352 アレルギー・アドビー性皮膚疾患を、小児特定疾患に加えるよう県に要請すること 136 353 実施すること 137 以児特定疾患的成制度の複活と拡充を国・県に要請すること。また小学1年生以上の小児特定疾患患者には市独自で負担軽減を実施すること 136 353 実施すること 137 以児特定疾患的成制度の複活と拡充を国・県に要請すること。また小学1年生以上の小児特定疾患患者には市独自で負担軽減を実施すること 136 353 実施すること 137 以児特定疾患的成制度の復活と拡充を国・県に要請すること。また小学1年生以上の小児特定疾患患者には市独自で負担軽減を実施すること 137 以児特定疾患的成制度の復活と拡充を国・県に要請すること。また小学1年生以上の小児特定疾患患者には市独自で負担軽減を実施すること 137 以児特定疾患的成制度の復活と拡充を国・県に要請すること。また小学1年生以上の小児特定疾患患者には市独自で負担軽減を実施すること 137 以児特定疾患的成制度の復活と拡充を国・県に要請すること。また小学1年生以上の小児特定疾患患者には市独自で負担軽減を実施すること 137 以児・実施すること 138 353 実施すること 139 353 実施すること 139 353 実施すること 139 353 実施すること 130 353 実施すること 131 353 353 実施すること 132 353 実施すること 132 353 353 実施すること 133 353 実施すること 134 354 254 254 254 254 254 254 254 254 254 2	
340	
341 2公種ガン検診を受けやすくするために、市民への周知とあわせ、自己負担の軽減を図られたい。前立腺がん健診も制度導入へ検 342 3乳がん検診を無料にすること。また女性特有のがん検診の継続強化、妊産婦健診への補助を現状維持すること 343 ④アスペスト検診に対し、市からの一部助成を行うこと。また、国や県にも要請すること 344 5消防職員や元消防職員に対するアスペスト検診を実施すること 345 6学校健診における治癒証明書の返還状況は深刻である。学校任せにせず、専門的な視点から様々な支援体制を構築すること 129 346 入院給食について、高齢者の自己負担の増大が懸念されていることから、助成すること 130 347 健保本人の医療費窓口負担を2割に戻すよう国に要請すること 131 348 活活・増額を要請すること 132 349 院内保育環境の実態を把握し、子どもの発育に支障のないよう補助制度の拡充をおこなうこと 133 350 看護学生奨学資金の拡充や特別奨学資金の条件緩和を県に要請すること 136 351 重度障害者児の医療費助成制度の現物給付に取り組むこと 137 137 138 139 アレルギー・アトビー性皮膚疾患を、小児特定疾患に加えるよう県に要請すること 136 353 東原すること 137 136 353 東原すること 137 137 138 138 139	
341 計すること 342 3乳がん検診を無料にすること。また女性特有のがん検診の継続強化、妊産婦健診への補助を現状維持すること 343 3乳がん検診を無料にすること。また、国や県にも要請すること 345 6)学校健診における治癒証明書の返還状況は深刻である。学校任せにせず、専門的な視点から様々な支援体制を構築すること 129 346 入院給食について、高齢者の自己負担の増大が懸念されていることから、助成すること 130 347 健保本人の医療費窓口負担を2割に戻すよう国に要請すること 131 348 看護士の定着・再就職の促進のため、夜間保育を実施している院内保育所への補助金を増額すること。また、国・県に補助金の復 131 348 活・増額を要請すること 132 349 院内保育環境の実態を把握し、子どもの発育に支障のないよう補助制度の拡充をおこなうこと 133 350 看護学生奨学資金の拡充や特別奨学資金の条件緩和を県に要請すること 136 351 重度障害者児の医療費助成制度の現物給付に取り組むこと 137 136 137 137 137 138 139	
343 ④アスベスト検診に対し、市からの一部助成を行うこと。また、国や県にも要請すること 344 ⑤消防職員に対するアスペスト検診を実施すること 345 ⑥学校健診における治癒証明書の返還状況は深刻である。学校任せにせず、専門的な視点から様々な支援体制を構築すること 129 346 入院給食について、高齢者の自己負担の増大が懸念されていることから、助成すること 130 347 健保本人の医療費窓口負担を2割に戻すよう国に要請すること 131 348 活進額を要請すること 132 349 院内保育環境の実態を把握し、子どもの発育に支障のないよう補助制度の拡充をおこなうこと 133 350 看護学生奨学資金の拡充や特別奨学資金の条件緩和を県に要請すること 136 351 重度障害者児の医療費助成制度の現物給付に取り組むこと 137 138 139	
344 ⑤ 消防職員や元消防職員に対するアスペスト検診を実施すること 345 ⑥ 学校健診における治癒証明書の返還状況は深刻である。学校任せにせず、専門的な視点から様々な支援体制を構築すること 129 346 入院給食について、高齢者の自己負担の増大が懸念されていることから、助成すること 130 347 健保本人の医療費窓口負担を2割に戻すよう国に要請すること 131 348 看護士の定着・再就職の促進のため、夜間保育を実施している院内保育所への補助金を増額すること。また、国・県に補助金の復活・増額を要請すること 132 349 院内保育環境の実態を把握し、子どもの発育に支障のないよう補助制度の拡充をおこなうこと 133 350 看護学生奨学資金の拡充や特別奨学資金の条件緩和を県に要請すること 136 351 重度障害者児の医療費助成制度の現物給付に取り組むこと 137 352 アレルギー・アトピー性皮膚疾患を、小児特定疾患に加えるよう県に要請すること 136 353 小児特定疾患助成制度の復活と拡充を国・県に要請すること。また小学1年生以上の小児特定疾患患者には市独自で負担軽減を実施すること 136 353 小児特定疾患助成制度の復活と拡充を国・県に要請すること。また小学1年生以上の小児特定疾患患者には市独自で負担軽減を実施すること 136 353 小児特定疾患助成制度の復活と拡充を国・県に要請すること。また小学1年生以上の小児特定疾患患者には市独自で負担軽減を実施すること 137 147	
345 ⑥学校健診における治癒証明書の返還状況は深刻である。学校任せにせず、専門的な視点から様々な支援体制を構築すること	
129 346 入院給食について、高齢者の自己負担の増大が懸念されていることから、助成すること 130 347 健保本人の医療費窓口負担を2割に戻すよう国に要請すること 131 348 看護士の定着・再就職の促進のため、夜間保育を実施している院内保育所への補助金を増額すること。また、国・県に補助金の復 活・増額を要請すること 132 349 院内保育環境の実態を把握し、子どもの発育に支障のないよう補助制度の拡充をおこなうこと 133 350 看護学生奨学資金の拡充や特別奨学資金の条件緩和を県に要請すること 134 351 重度障害者児の医療費助成制度の現物給付に取り組むこと 135 352 アレルギー・アトピー性皮膚疾患を、小児特定疾患に加えるよう県に要請すること 136 353 小児特定疾患助成制度の復活と拡充を国・県に要請すること。また小学1年生以上の小児特定疾患患者には市独自で負担軽減を 実施すること 136 353 次児特定疾患助成制度の復活と拡充を国・県に要請すること。また小学1年生以上の小児特定疾患患者には市独自で負担軽減を 136 353 東京でよっていること 137 147 1	
130 347 健保本人の医療費窓口負担を2割に戻すよう国に要請すること 131 348 看護士の定着・再就職の促進のため、夜間保育を実施している院内保育所への補助金を増額すること。また、国・県に補助金の復 132 349 院内保育環境の実態を把握し、子どもの発育に支障のないよう補助制度の拡充をおこなうこと 133 350 看護学生奨学資金の拡充や特別奨学資金の条件緩和を県に要請すること 134 351 重度障害者児の医療費助成制度の現物給付に取り組むこと 135 352 アレルギー・アトピー性皮膚疾患を、小児特定疾患に加えるよう県に要請すること 136 353 小児特定疾患助成制度の復活と拡充を国・県に要請すること。また小学1年生以上の小児特定疾患患者には市独自で負担軽減を 実施すること 136 353 実施すること 137 138 139 1	
131 348 看護士の定着・再就職の促進のため、夜間保育を実施している院内保育所への補助金を増額すること。また、国・県に補助金の復 132 349 院内保育環境の実態を把握し、子どもの発育に支障のないよう補助制度の拡充をおこなうこと 133 350 看護学生奨学資金の拡充や特別奨学資金の条件緩和を県に要請すること 134 351 重度障害者児の医療費助成制度の現物給付に取り組むこと 135 352 アレルギー・アトピー性皮膚疾患を、小児特定疾患に加えるよう県に要請すること 136 353 小児特定疾患助成制度の復活と拡充を国・県に要請すること。また小学1年生以上の小児特定疾患患者には市独自で負担軽減を 136 353 実施すること 136 250	
132 349 院内保育環境の実態を把握し、子どもの発育に支障のないよう補助制度の拡充をおこなうこと 133 350 看護学生奨学資金の拡充や特別奨学資金の条件緩和を県に要請すること 134 351 重度障害者児の医療費助成制度の現物給付に取り組むこと 135 352 アレルギー・アトピー性皮膚疾患を、小児特定疾患に加えるよう県に要請すること 136 353 小児特定疾患助成制度の復活と拡充を国・県に要請すること。また小学1年生以上の小児特定疾患患者には市独自で負担軽減を実施すること	
133 350 看護学生奨学資金の拡充や特別奨学資金の条件緩和を県に要請すること 134 351 重度障害者児の医療費助成制度の現物給付に取り組むこと 135 352 アレルギー・アトピー性皮膚疾患を、小児特定疾患に加えるよう県に要請すること 136 353 小児特定疾患助成制度の復活と拡充を国・県に要請すること。また小学1年生以上の小児特定疾患患者には市独自で負担軽減を実施すること	
134 351 重度障害者児の医療費助成制度の現物給付に取り組むこと 135 352 アレルギー・アトピー性皮膚疾患を、小児特定疾患に加えるよう県に要請すること 136 353 小児特定疾患助成制度の復活と拡充を国・県に要請すること。また小学1年生以上の小児特定疾患患者には市独自で負担軽減を 実施すること	
135 352 アレルギー・アトピー性皮膚疾患を、小児特定疾患に加えるよう県に要請すること 136 353 小児特定疾患助成制度の復活と拡充を国・県に要請すること。また小学1年生以上の小児特定疾患患者には市独自で負担軽減を 実施すること	
136 353 小児特定疾患助成制度の復活と拡充を国・県に要請すること。また小学1年生以上の小児特定疾患患者には市独自で負担軽減を実施すること	
137 354 医師不足について、各病院任せにせず、医師確保に向け、県とも協議すること	
138 355 小児の救急医療体制も含めた、市内救急体制の充実を図ること	
139 356 救急医療を守るため、市内救急指定医療機関への助成拡大をおこなうこと	
140 357 保健師・助産師を増員し、健康都市宣言に基づく、保健センターの業務充実・強化すること	
141 国民健康保険について	

	I	In		
	358	①一般会計からの繰入を増額し、国保料を引き下げること		
	359	②国保加入者に対して無条件に正規の保険証を交付すること		
	360	③人間ドックの利用者負担を元に戻ること		
	361	④医療費一部負担金の減免制度について、利用しやすい制度に手続きを改善すること。また、周知徹底に向け病院・診療所等への掲示ポスターを作成配布すること		
	362	⑤分割納付の約束をし、約束どおり納付している被保険者には正規保険証を発行すること		
	363	⑥資格証明書にいたる手続きについては、分納や保険料減免などを説明すること		
	364	⑦資格証明書の発行は機械的に実施せず、加入世帯の状況をよく把握し、相談に応じること		
	365	⑧保険者として、資格証明書発行世帯における受診抑制や、家族内の疾患暦等を調査し、適切な対応をすること		
	366	⑨特定保健指導の取り組みを抜本的に引き上げ、意識高揚を図ること		
		⑩保険料の減免制度について		
	367	(ア)所得の減少の基準について、前年度収入は700万円程度まで引き上げすること		
	368	(イ)「特別な事情」の適用など、市の裁量権を積極的に発揮すること		
381	369	シルバー人材センターの活用を市役所が積極的に図ること		
		第5項 地域で支える福祉のまちづくり		
382	370	福祉会館の改善について		
	371	①指定管理者制度の導入計画は撤回すること		
	372	②大広間のフローリング化とすること		
	373	③江戸川台福祉会館にエレベーターを設置し、ノーマライゼイションの社会に沿った施設とすること		
	374	④十太夫福祉会館については、「使いづらい」という声が絶えない。駐車場からの距離やインターフォンでの対応(トイレ使用をお願いすると「特別ですよ」「お名前は?」と聞かれるなど)の早急な改善とともに、学校内での位置づけを大きく変えること		
	375	⑤施設や備品等の老朽化対策は、利用者の声に基づき早急に改善すること		
		第6項 バリアフリーのまちづくり		
383	376	障害者団体や高齢者団体からの聞き取りを実施し、随時要望がある地点については改善を図ること		
		第7項 誰もが安心して利用できる社会サービス体制づくり		
第5節 産業の振興				
		第1項 商業の拠点づくりと地域密着型サービスの強化		
384	377	市内商工業の振興予算を倍化し、振興策を強化すること		
385	378	商店街外灯の電気代全額助成制度を復活すること。またその際に電球LED化させ、経費節減に努めること		
386	379	住宅の住み替え及び新規店舗出店の場合などにも対応できるリフォーム助成制度を創設すること		
	<u> </u>	1		

007	200	気が かた 海豊辺が明わらした 本株した 中も古然もなわらし 取しの カート	7 I I
387		福祉や生涯学習部門などとも連携した空き店舗対策などに取り組むこと	
388		フランチャイズ制度の普及拡大に沿った商業政策の確立に向けて取り組むこと。また国に対し、フランチャイズに関わる法制度早期 設立を働きかけること	
389	382	商工会議所加盟の有無に関わらず、市がすすめる商業振興策を広く、市内事業者に広げること	
		第2項 工業の強化と新たな産業の創造	
390	383	市内業者が持つ技術の発掘、交流、異業種間での融合の支援をすること	
391	384	名工の表彰制度など創設すること	
392	385	新線4地区内の工事及び建設、その他事務良品等も含め、市内業者の仕事確保につなげること	
393	386	市内業者が可能な限り参入できるよう分割・発注もすすめること	
		第3項 誰でもが安心して働ける環境・基盤づくり	
394		雇用確保・労働環境整備について	
	387	①ブラック企業の根絶へ、関係機関との連携を強化すること	
	388	②公営住宅への入居、家賃補助など経済的自立への援助すること	
	389	③所得税法第56条の規定撤回を国へ働きかけること	
	390	④市内事業所における労働実態調査を行い、若者の地元雇用確保に向けた施策を具体化すること	
	391	⑤労働基準法や労働組合法など、労働者の権利と雇用主の責務等を、気軽に広く知らせることができる冊子の作成・普及、広報等に取り組むこと	
	392	⑥40歳未満の非正規労働者への健診に漏れが生じている。検診制度を創設すること	
395		市内公共工事について	
	393	①『公契約条例』を創設すること	
	394	②130万円未満の小規模公共工事は各課任せで、登録業者制が形骸化している。発注拡大にむけた対策を講じること	
	395	③建設業退職金共済制度を徹底するため、契約書に「貼付実績」の提出を義務化すること	
396	396	大規模な宅地開発に対するダンプ過積載防止や低賃金労働、賃金不払いの防止にむけ、調査すること	
397	397	悪徳リフォーム業者から、お年よりなどを守る対策を講じること	
		第4項 多様な方面からの農業の振興	
398	398	地産地消を柱に据えた『緊急計画(仮称)』をたて、農業振興予算を倍増すること	
399	399	農産物の価格保障を拡充し、農業で生活を維持できる経済的下支えを行うこと。また新規就農者の育成を図る制度を創設することを県に要請すること	
400	400	市として『(仮称)地産地消宣言』を行い、生産者・消費者・販売(提供)者・行政が一丸となって地産地消を推進すること	
401	401	市内農産物を活用した加工場の建設・設置・運営については無利子の融資制度や助成制度を創設するとともに、保健所への申請手 続きの援助を行うこと	
402	402	直売所等でも『ながポン』が利用できるように、支援すること	

403	403	農業後継者の就農継続を応援する『里親制度』を創設すること	
404	404	地元食材の料理コンクールだけにとどめず、スーパーや市民祭りなどでの試食販売、学校給食などで提供すること	
405	405	新線沿線区域内など市街地の農地の存続のため、営農の継続支援や救済策等を検討すること	
406	406	耕作放棄地は、農家任せにせず、市として把握し、営農が継続できるよう、あらゆる手をつくすこと	
407	407	青果物価格安定対策事業へ市独自の補助金を上乗せし、価格の安定と対象の拡大すること	
408	408	苺生産促進事業や高品質農産物生産事業については、生産が安定し、加工品への普及拡大につながるまで、支援すること	
		新鮮具味に特化した支援(金銭的・人的・用地確保)ではなく、かしわでも含め市内にある全直売所の支援は強化し、平等化を図ること	
410	410	市内農産物を活用したパンや和菓子・洋菓子とのコラボ、市内飲食店やお弁当店での商品開発を行えるよう、協議会を立ち上げること	
411	411	親芋・やつ頭の煮もの(みりん入り)は市内各地で古くから食されている食べ物の一つと聞かれる。これは食を通じて本市歴史に触れ、食育にもつながる。これを土台にした商品開発なども視野に協議会を立ち上げる	
412	412	イチゴやシイタケ等ハウス栽培で使用する重油が高騰し、経費負担が重い。支援策を創設すること	
413		新川耕地の第2物流センター建設計画については、上耕地グラウンドの代替え地を明確にし、市民のスポーツ需要にこたえること。 また新川耕地農地活用策を抜本的に強化すること	
414		国に以下のことを要請すること	
	414	①TPPへの参加を撤回し、『食糧主権』の確立を要求すること	
	415	②農業振興費・中小零細事業者への育成支援費を大幅に増やすよう国に要請されたい	
	416	④農地や屋敷林への相続税については、営農を保障し、地域の自然環境を配慮した柔軟な対応を図ること	
		第5項 特色ある観光の育成と創設	
415	417	『景観』に対する市民意識の高揚と、わが街への愛着を深めるためにも市民に、『(仮称)私の景観』を広く募集し、(仮称)流山市景観 100選を作成されたい	
416	418	新川耕地の農地と斜面緑地を将来にも保存できるような取り組みを、地権者まかせにせず、行政も一緒に取り組まれたい	
417	420	市内に残る『蔵』の状況を把握し、観光資源・町の歴史保存としての『蔵』の活用と市内事業者活用を一体的に推進するため、補助制度を創設されたい	
418	421	森のマルシェは人口誘致・街のマーケティングを目的とせず、将来的な取り組みを見越し、地域事業者による地域経済の振興へ引き継げるようにすること	
第6	6節	行政の充実	
		第1項 市民参加の地域社会づくり	
419	422	徹底した情報公開と説明責任を果たすこと。また、行政のチェックが責務とされる議会の調査権を保障されたい	
420	423	行政のチェックが責務とされる議会の調査権を保障するため、積極的に協力すること	
421	424	放射能除染対策について、放射能測定を継続し、放射能汚染マップなど可視化をおこない、継続的な除染に取り組むこと	
		第2項 健全で効率的な行財政運営	

422	425	福祉・教育・市民生活関連予算を大幅に増額し、予算の主役とすること	
423	426	6 定員適正化計画は撤回し、職員育成等も視野に入れた計画的な増員を図ること	
424	427	7 職員評価について、成果主義の導入を撤回すること	
425	428	雇用契約の更新5年以上の非常勤職員は、『恒常的勤務』を担っており、正規雇用と同一賃金・同一条件と改善すること	
426	429	財政調整積立基金への積み増しは凍結し、基金への新たな積立金については特別目的金(特に消防本部建替え、ごみ焼却施設の 更新、調理場も含めた学校の更新)に積み立てること。積み立てる場合は、事業計画及び積立額を明確化すること	
427	430	公共施設の更新・改修・維持管理に向けた具体的な計画を策定すること	
428	431	新体育館は、施設毎に維持管理や光熱水費が管理・把握できるようにし、稼働率や維持管理等への市費負担額を明らかにし、稼働率向上に向けた取り組みを各団体とも協議しながら、進めること	
429	432	スポーツフィールド及び運動公園内各施設毎の光熱水費及び維持管理費を明確化し、市費投入額を明らかにすること。また稼働率向上に向けた取り組みを各団体と一体で進めること	
430	433	3 2大プロジェクトによる市財政への影響について納得できる説明をすること	
431	434	2大プロジェクトについては市民合意に基づき事業計画の変更をする。また基本計画策定前での設計業務委託等を進めた今回の経緯は猛省すること。	
432	435	新線沿線開発(各区画整理事業及び関連事業)における財政見通しを公開すること	
433	436	事業開始から15年が経過した新線沿線巨大開発の中間的総括を行い、計画を抜本的に見直すこと	
434	437	UR都市機構施行の新市街地地区は、事業計画換地完了期間が「H26年3月31日」となっており、変更が必要であり、今後の方向性も含め、閣議決定の修正及び自治体や住民負担を増やさない要請を関係部署に実施すること	
435	438	次年度に向けた議会からの予算要望については、これまでのルールに基づかず、取りまとめられた経緯があり、ムダと判断されるも の、時期尚早と判断されるものについては要望に応えないこと	
436	439	の公共施設における消耗費・維持管理費については、きちんと予算化し、市民の利用を高められたい	
437	440	入札について、公正・透明性をより高め、公契約条例を制定すること	
438	441	入札監視委員会委員は、運営要綱に基づき、市長の政治資金団体元会計責任者は解任すること	
439	442	まちづくり戦略会議は活動を中止し、市民と市職員共同のまちづくりを模索し、取り組むこと	
440	443	水道事業における民間委託の推進はこれ以上拡大しないこと。また給水停止業務は市直営に戻すこと	
441	444	水道料金を引き上げないこと	
442	445	5 ハッ場ダム建設から撤退し、出資金を廃止すること	
443	446	6 職員の旅費規定について、時間の友好的活用も視野に柔軟に対応できるように改善すること	
		第3項 地方分権・広域行政への取組まれたい	
444	447	7 日本国憲法と地方自治を尊重し、市政の運営に当たられたい	
445	448	「住民こそ主人公」の立場で、地方自治の本旨をつらぬく行財政改革をすすめられたい	
446		平和施策について	
	449	①「平和都市宣言」を「非核平和都市宣言」に発展させ、実効ある平和施策を推進し、核兵器廃絶の世論を高めること	
	450	②平和施策の関連予算を増額すること	

	451	③自衛隊募集の窓口はやめること。専守防衛を本来業務とする自衛隊については防災訓練へ安易に参加要請しないこと		
	452	④日米地位協定の抜本的見直し、安保条約10条による条約破棄を国に要求すること		
	453	⑥市内で行われる平和大行進など平和行事に積極的に参加すること	7	
	454	⑧憲法9条改悪に反対すること		
		第4項 男女共同参画社会づくり		
446	455	真の平等を基本に据えた男女共同参画社会をめざし、男女共同参画条例を制定すること		
447	456	市職員における育児・介護休暇を保障するため、職員配置なども含め職場環境を整えること		